

## 規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「業務を」の下に「適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。